



# 身体的拘束最小化のための指針

## 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え

身体的拘束は患者さまの行動の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。患者さまの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが強い意志を持って身体的・精神的弊害を理解した上で身体的拘束の最小化に向け、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束をしない医療・看護の提供に努める。

## 2. 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者さまの身体または衣服に触れる何らかの用語を使用して、一時的に当該患者さまの身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。身体拘束その他、入院患者さまの行動を制限する具体的行為にあたるものとして、「厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議『身体拘束ゼロへの手引』2001」にてあげている具体的な行為を示す。

- ①徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ④点滴・経管栄養等チューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひもで縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 3. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

- (1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件
 

原則として身体的拘束の実施は、下記①～③の要件をすべて満たした場合に限る。

  - ①切迫性：患者さま本人又は他の患者さまの生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
  - ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する看護方法がない。
  - ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものである。
- (2) 患者さま本人及びご家族への説明
 

やむを得ず身体行動の制限を行なう場合、医師は、身体的拘束の目的、理由、内容、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に患者さま本人、ご家族に説明し同意を得る。緊急に行動制限の必要性が生じた場合は、主治医（または当直医）と協議し説明を行い、同意を得る。

## 4. その他の日常ケアにおける基本方針

- 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。
- ・患者さま主体の行動、尊厳を尊重する。
  - ・言葉や応対などで、患者さまの精神的な自由を妨げないよう努める。
  - ・患者さまの思いをくみとり、患者さまの意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努める。
  - ・身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

## 5. 身体的拘束最小化のための体制

身体拘束最小化チームを設置し、身体拘束等の最小化のための体制を維持・強化する。

- (1) チームの構成
 

医師・看護師（所属長及び病棟看護師）・薬剤師・作業療法士・管理栄養士・社会福祉士  
その他院長が必要と認めた者
- (2) チームの役割
  - ・身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
  - ・身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
  - ・定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知し活用する。
  - ・入院患者に関わる職員を対象として、身体的拘束最小化のための研修を企画・実施する。

## 6. 身体的拘束最小化のための職員教育

すべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施する。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体的拘束最小化・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④研修の実施内容についての記録

## 7. 身体的拘束最小化のための指針の掲示について

当院における「身体的拘束最小化のための指針」は院内へ掲示するとともに、当院ホームページへ掲載し、患者さま及びご家族の皆さまへ周知を図る。

## 8. 身体的拘束実施率の推移（2026年3～5月）

病棟名	3月	4月	5月	平均
2A病棟（一般病棟）	3.5%	4.3%	2.4%	3.8%
2B病棟（一般病棟）	1.9%	2.3%	2.0%	1.5%
3A病棟（療養病棟）	7.5%	6.7%	2.8%	7.4%
3B病棟（地域包括ケア病棟）	2.1%	1.6%	3.9%	2.7%
病棟合計	4.0%	4.0%	3.0%	3.7%

$$\text{※ 身体的拘束実施割合(\%)} = \frac{\text{身体的拘束実施日数}}{\text{入院料算定日数}}$$